

△ 寄稿 △

犯罪被害者視察―第一回 ドイツの被害者問題への取り組み

秀 嶋 ゆかり

はじめに

関東弁護士会連合会が、今年九月二二日に「犯罪被害者」問題でシンポジウムを行うに際して、アメリカとドイツ、イギリスの被害者対策を視察することとなった。今年二月に静岡の白井孝一弁護士が会員懇談会で話をして下さったおり、ドイツ、イギリスの視察に誰か行かないか、とお誘いの声がかかり、ひよいひよい、と「おまけ」でくっついて行った次第である。

ふたをあげると、白井弁護士は参加されず、長野の酒井宏幸弁護士（四二期）を頭（団長）に、山岸重幸（長野）、内海、川畑（千葉）、棚橋栄蔵（第一東京）、樋口由美子（東京）という総勢七名の「若い」視察団で、五月一七日から二八日、ドイツ（三日間）とイギリス・ロンドン視察であった。

今回は、ドイツ視察記を、あと二回でロンドン見聞録を、書かさせていただく。

一 連邦刑事局（BKA）にて―公的機関を中心とした被害者対策
1 連邦刑事局とは

最初に訪れたのは、マインツにある連邦刑事局（BKA）。住宅

街の美しい町並みのなかにあり、一見町並みに溶け込んでいるが、敷地の境界に監視カメラあり、入り口の警備あり、で、『奥が深い』建物だった。

連邦刑事局の主な機能は、DNA情報や指紋情報の集約、薬物犯罪、テロなどの組織犯罪対策など、と聞くと、日本の警察庁と科学捜査研究所機能を有しているように思える。しかし、連邦刑事局の一部門である犯罪研究所において、犯罪被害者の問題を扱っており、話をうかがった。

話をしてくれたのは、KUBE教授と、Baurmannさん。

始めに、KUBE教授が刑事局の組織内容を話された。KUBE教授の妻は、裁判官で、あとで出てくる「HILFE」の理事を務めている。犯罪研究所所長のバウマン氏が、主に被害者問題について説明して下さった。

2 犯罪研究所の機能

犯罪研究所は、スタッフが八五名で、加害者のプロフィールを把握したり、被害者へのサービスを検討するなどの被害者研究を行っている。

約一五年前から四年間にわたって、犯罪被害者八〇〇〇名を対象としたアンケートを行った。その結果、顔見知りの親戚や知人が加害者となっているケースが多く、被害者の精神的なダメージは長期に及び、中には生涯にわたるものもあることが判明した。警察の対応に関する被害者の要望として、①情報が充分与えられなかった、②精神的なダメージを抱えた中で、プロフェッショナルな援助を求めたい、③被害者自身「自分が悪い」という感情を持っている実態を踏まえてほしい、などが提起されたという。警察が、被害者保護の観点でどの程度機能しているかに関するアンケートを二年間にわ

たって行い、本にもまとめたと聞く。

3 ドイツにおける被害者問題への取り組み経過

ドイツでは、一九六五年から七〇年にかけて、子どもの虐待問題を中心として、さらに、暴行された女性（ドメスティック・バイオレンス）、性的虐待（暴力）を受けた子どもや女性の問題が社会問題となり、被害者学が、独自の研究分野となっていた。中でも、子どもの虐待に関する市民運動が、政治、警察、法部門への圧力となり、KUBE教授が研究グループを立ち上げ、七六年、連邦刑事局（BKA）内に独自の研究部門として取り入れた。それから一〇年後の八六年に「被害者保護法」が制定され、九四年に「被害者対策法」、九八年に「証人保護法」が、それぞれ成立している。

ドイツで「被害者サポート」に最も寄与したのは、ドメスティック・バイオレンスに関する自助グループと、子どもの虐待問題に関するグループだったという。ドイツには、六〇ないし一〇〇ほどの「女性の家」というドメスティック・バイオレンス被害女性のためのシェルター（緊急保護施設）、約二〇〇ほどのレイプに関する自助・サポートグループ、五〇ないし一〇〇ほどの、性暴力被害に遭った子ども達のためのグループ、一〇から一二ほどの、州の援助を受けた被害者の自助グループ（マインツのあるヘッセン州にはその半数六箇所が存する）、八ほどの男性加害者の自助・サポートグループなど、多くのNGOがあり、警察自身、犯罪被害者により良いサービスを提供するために、被害者援助の右のようなNGOとの連携が不可欠と考えているという。後で訪れた「白い環」（WEISSER RING）も、そういったNGOのひとつである。

4 被害者問題に関する法整備

被害者問題への法的整備については、一九七六年の被害者補償法制定による犯罪被害者への経済的サポートからスタートし、その後、刑事手続における被害者保護、被害者の刑事手続への参加という形で展開してきた。順番に少しだけ紹介したい。

(1) まず、被害者補償法は、ドイツの場合、戦争被害者に対する法律としてスタートした。戦後補償から被害者補償がスタートしている事実は、極めて象徴的だと思う。戦争が最大の犯罪であることを、国が全面的に認めたという意味も、とても大きい。しかし、故意犯に限定した補償制度であるため、故意の立証が困難であることが、大きな問題となっているようだ。

(2) 八六年に制定された「被害者保護法」は、刑事訴訟手続の中で、殆ど無視されてきた被害者に、より権利と保護を付与するために制定された。法制定のきっかけとなったのが、八四年の第五回ドイツ法曹大会（日弁連の人権大会のようなものだろうか）において、「刑事手続における被害者の法的地位」がテーマとされ、被害者保護のための具体的な改革案が提示されたことだったという（法律時報七一巻一〇号 六六P「特集―犯罪被害者の権利ドイツ」阿部哲夫参照）。

同法は、

- ① 被害者が警察や法律の部門で付添いを有する権利
- ② 捜査書類の閲覧権
- ③ 私人訴追制度と訴訟参加権
- ④ 暴力事件について被害者が私人訴追等の手続を取る際、州からの援助ないし加害者の費用負担の下で、弁護士を選任を受けられる権利

を明記している。警察には、被害者保護法の内容を被害者に説明

する義務があり、義務違反に対する罰則規定もある。

このうち、特に被害者の当事者権を保障するために重要と思われるのが、訴訟参加制度である。訴訟参加とは、犯罪被害者及び遺族が公判に当事者として参加し、裁判官や鑑定人の忌避、質問、証拠申請、裁判官の命令・質問に対する異議申立、意見陳述などをなすいう制度である。被害者保護法の制定により、訴訟参加の資格が性的自己決定に関する犯罪や殺人未遂など、特定の被害者グループに拡張され（刑訴法三九五）、その権限も強化された（刑訴法三九七）結果、主にレイプなどの性犯罪（性的自己決定に関する犯罪）において被害者の代理人（主に女性の弁護士）の利用が増加したという。

(3) さらに、九八年の「証人保護法」に基づく刑事訴訟法の一部改正で、「証人の保護」に関する新たな規定が盛り込まれた。中でも、

- ・ 被害者のプライバシーにかかわる質問の制限（刑訴法六八a）、
 - ・ 被害証人が一六歳未満であったり、公判廷で証言出来ないおそれがあるときのビデオ録画による証人尋問（刑訴法五八a）、
 - ・ 重罪や性的自己決定に関する犯罪などの被害証人として尋問される場合に、他に被害者を保護する方法がないとき、弁護士に援助を求める権利・国選被害者補佐人制度（刑訴法六八b）
- は、今後、日本でも導入して欲しい方法だと思う。

(4) 九四年「被害者対策法」に基づくVOR（被害者・加害者の和解）制度

VOR制度は、加害者と被害者とが話し合って金銭的ないしは謝罪という形で和解することにより、その刑を減刑または免除することができるという制度である。

もともと少年犯罪者のケースにモデルプロジェクトとして導入され、一九八四年から一般の刑事事件に用いられるようになってきた(成文堂「犯罪被害者と刑事司法」G.Kaiser・宮澤浩一他編訳)。

九四年「被害者対策法」の制定に伴い、刑法に法定されたという(刑法四六a)。

軽犯罪に用いられることが多く、手続前(起訴前)や判決前に行われ、短期に実施されるのが特徴かつメリットである。

5 弁護士に対して

最後に、お二人に弁護士に対する注文や意見をと質問したところ、ドイツでは、主に女性弁護士が、訴訟参加制度を利用している実態があり、また、刑事裁判が民事裁判よりずっと少ないため、刑事弁護の経験のない弁護士も少なくない。このことは、加害者にとって不利となる場合があると同時に、被害者への対応が二次被害を生む場合もある、と、胸が痛くなる返答がかえってきた。

二 白い環 (WEISSER RING) マインツ連邦事務所―民間での被害者サポート

1 「白い環」とは

「白い環」は、一九七六年に(来年二五周年)、犯罪被害者への経済的・精神的な幅広い支援を主な目的として設立されたが、現在では、犯罪予防活動、犯罪被害者に関する法改正への要請や、住民への情報提供など精力的に活動するNGOである。マインツに私たちが訪れた連邦事務所があるほか、全州各地に四〇〇の事務所がある。スタッフは二、三〇〇名程で、殆どがボランティア。運営資金は、七万人の会員からの会費、寄付、そして罰金などによって賄わ

れている。

事務局長のエッペンシュタイン氏から、「白い環」の活動について、次のような説明を受けた。なお、同氏は、日弁連でも講演されている(自由と正義四九巻八号)。

年間一万二、〇〇〇名もの犯罪被害者が、白い環を利用しているが、警察の紹介で来所される被害者は、全体の三〇から四〇%にのぼる(それだけの信頼関係があるということだろう)。警察署にもパンフレットが置かれており、「白い環」のスタッフとして活動している警察官も少なくない。警察官養成プログラムの中に、『被害者サポート』が位置付けられ、

「白い環」関する講義も含まれている。スタッフ二、三〇〇名は、キャリアも年齢も様々だ。スタッフの養成は、ここマインツ本部で行っており、養成の内容は、犯罪被害者への説明方法、裁判所での被害者の位置、被害者が受けられる補償、スタッフの限界(出来ないこと)等である。



中央右エッペンシュタインさん 左ビスターさん(広報担当)

2 具体的な活動内容

(1) 精神的サポート

原則として、最初に相談を受けたスタッフが、最後まで関わり、刑事、民事の補償問題についての説明や支援はもとよりのこと、被害者が希望する場合には、証人として法廷へ出る場合に付き添ったり、被害者がVOR（刑事上の和解制度）を選択する場合にサポートしたりする。ときには、社会保険手続や公営アパート等の申し込みなども手伝う。例えば、被害現場から遠ざかりたいという被害者のため、引越の手配など具体的なサポートを行ったリ、レイプの被害者に対し、自宅から離れた場所所で一定期間過ごせるよう、希望に応じて、経済的援助から切符の手配まで何でも行う。

スタッフと被害者は個人的信頼で結ばれ、内的精神的な関係を持つことが多い。一人のスタッフが扱う件数は、年間二、三件から一五〇件ほどまで、都市部か地方か、取り扱う案件の大きさによって、件数はまちまちだ。殺人や重傷害の場合は数年かかることもあり、スタッフ同士の情報交換や交流も大切だと言う。

(2) 経済的サポート

- ① 緊急援助—各スタッフが必要性を判断し、すぐに五〇〇マルクを給付する。
- ② 法律相談料—各スタッフの判断で、二五〇マルクと書いた「白い環」小切手用紙を給付する。これを持って弁護士との相談を受け、弁護士が小切手をまわして「白い環」から費用をもらう、という方式だ。日本でもすぐに使えるちょっとした工夫だと思ふ。

- ③ その他—五〇〇マルク以上に金銭サポートの必要があるとみられる場合、必要性をマインツ連邦事務所で検討し、給付する

ことがある。

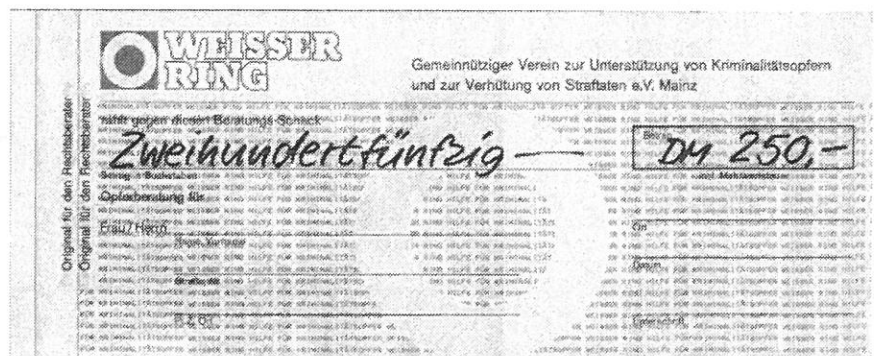
年間の利用者の多くは、経済的援助が必要な人達である。「素早く簡単に、役所的ではなく」というのが「白い環」のモットーである。被害者は、他者との信頼関係について非常にダメージを受けており、被害者が嘘をつくケースは少ない。被害者が信頼関係をかちとるためのサポートが必要であり、一〇騙されることより九〇救えることを選択する一と、エッペンシュタイン氏は言いきった。

3 弁護士資格をもつエッペンシュタイン氏について

エッペンシュタイン氏は

「白い環」の専従（有給）で、事務局長を務めているが、弁護士資格を持っている。弁護士資格をもっている人が事務局長を務めているメリットは？との質問に対し、「偶然だし、別にジャーナリストでも別の人でも良い（のじゃないか）」とさりと答えた。ボランティア・スタッフには、弁護士もいる。白い環の「協力弁護士リスト」はないが、パソコンで弁護士や弁護士会へのアクセスが容易だという。

年一度開催される「白い環」主催の学術会議に弁護士が参加した



「白い環」小切手

り、弁護士会がひらく会議などに「白い環」が組織として参加する等、弁護士（会）との連携もある。また、刑事弁護士は被害者サポートについてあまり知識がないため、「白い環」で弁護士向けゼミナールを実施しているという。

4 被害者サポートのあり方

被害者サポートの基本は、セルフ・ヘルプの尊重である。「白い環」は、どのような犯罪被害者に対してもひらかれている。

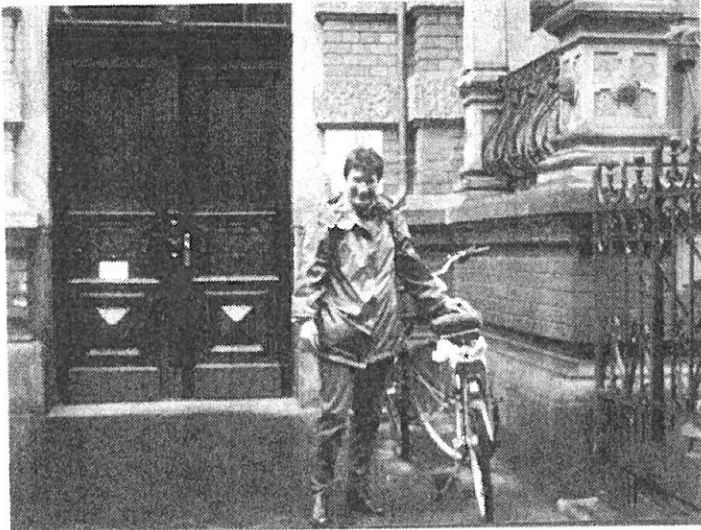
最後に、「白い環」の当面の課題について質問したところ、法的面の重視から、今後は、医学的・心理的な援助、トラウマを受けた被害者に関する精神科医等によるサポートも行いたいと言われた。この言葉を、早く日本でも言えるようになってほしいと思う。

ポスターや子どもが喜びそうなメモ帳、ボールペン、メモスタンド、その他、広報にとっても力を入れており（お土産をたくさんもらいただいた！）、その工夫も拝借できると思った。

三 HILFE 被害者と証人援助のグループ組織

1 HILFEとは

「HILFE」（ドイツ語のHILFEの「I」をもじって「I」



HILFE入口 弁護士のEngelさん

と表記している英語のHELP）は、ヴィースバーデンの閑静な住宅街の中に、ひっそりとあった。

九三年に活動を開始し、被害者援助と証人援助を行っている。財政的には、州・法務省の援助を受けた「公共団体」との説明だったが、ドイツという「公共団体」とは、どのような意味だろうか？と思った。理事者は、理事長のDAGMAR KUBEさん（地方裁判所の裁判官 連邦刑事局 KEBE氏の妻）とKATHARINA ENGELさん（ヴィースバーデンの弁護士）、裁判官の三名で、いずれも無給のボランティアである。現役裁判官が二名も理事に加わっているという事実には、日独裁判官物語を思い出した。

理事長のKUBEさんと理事のENGELさん、そしてソーシャルワーカー（「社会教育家」と訳されていた）のルフナーさん（いずれも女性）から活動内容を伺った。

ヘッセン州内のカーナ、ヘッセル、ギーセン、ヴィスバーデンの4ヶ所に、「HILFE」の事務所が置かれている。なお、八〇年前後、被害者保護の動きが強まる中で、被害者会議が開催され、ヘッセン州が初めて被害者サポートを開始したのだと言う。

ヴィースバーデン事務所の常勤スタッフは、二



HILFEで 前列左端KUBEさん(裁判官) 中央Engelさん(弁護士)
後列中央ルフナーさん(社会教育家)

人の社会教育家と事務職（半日勤務のスタッフ）で、いずれも有給スタッフ二人が抱えるケースは、年間二人で二〇〇件ほど。それに加え、VORの場合のサポートも行う。

2 被害者からのアクセスと、H!LFEの活動内容

警察からの紹介で、連絡してくる被害者が多い。しかし、ヘッセン州には五つの警察署があるが、すべての警察官がH!LFEの存在を知っているわけではなく、被害者に伝えないこともある（現場の不徹底はいずれも共通?）。被害者は警察に被害届を出した後、何時頃、どのように加害者が処分されるのか不安に感じているため、スタッフは最初に、捜査の流れに関する情報提供を行うことが多い。殺人未遂の事件や強姦の被害者の殆どは、ここにアクセスしてくる。三分の一は財産被害に遭った被害者で、スタッフは、まず相手が何を希望しているかを把握する。法的サポートを要する場合、弁護士が理事に加わっているため情報提供が容易である。また、多くの被害者は、犯罪によってダメージを受けており、精神的なケアが必要とされる。

例えば、一二歳の娘を持つ母親が、同棲相手の男性が娘に性的虐待を行ったとして相談にみえた。スタッフは、訴訟参加をすすめ、家族法に関する法的アドバイスについて弁護士を紹介し、娘さんの心のケアのため、セラピストや精神科医につないだ。

3 各理事・スタッフからのコメント

ENGELさんは「H!LFE」の事務所で被害者から直接相談を受けることはしておらず、スタッフに対して法的な情報提供を行っている。別の場所に法律事務所を構え、そこで訴訟参加等の委任を受けることはある。女性の弁護士で、犯罪被害者のことを専門分

野にしている人もいるようだ。

ルフナーさん（心理学者・社会教育家）は、犯罪被害者に対する情報提供や弁護士の紹介、被害者が子どもの場合、事前に裁判所へ一緒に下見に行き、証人になることの意味や手続などについて説明し、当日裁判所へ付き添って行く。ビデオリンクで証言する場合、子どもの横に付き添うこともある。裁判所も、この付き添いを認めている。サポートの内容は、告訴から裁判までのケア全般に及び、その間、官庁等への提出すべき書類の作成や提出の手助けなども行っている。被害者が加害者に会うことの『怖れ』に対しても精神的なケアを行っており、遭遇しないよう配慮する。

被害者の子どもが法廷で証言することで、自分が悪いことをしたと心理的負担を持ってしまうことに対し、「あなたは悪くない」ということを繰り返し話し掛ける。また、証言前に待機しているときの不安を取り除くため、子どもだけでなく大人の場合も、いろいろな説明し、ケアする。

KUBEさんに、裁判官の立場から被害者へのサポートをどのように感じるかと問うと、被害者が「H!LFE」の様々なケアによって心理的に強くなることは、より証人として強い証拠となるという意味で、裁判所にとっても歓迎されると述べられた。

4 他機関との連携

「H!LFE」は、「白い環」とも相互に緊密な連携を取り合っており、ケースによって、相互にまわしあったりもしている。自助グループとも、協働したり、相互につないだりという連携がある。

四 ドイツの印象

法的整備については、弁護士会の活動がかなり力になって来ている

ようであり、日本でも見習うべきところが多々あると思う。

しかし、法的整備を前提としたソフト面の充実を痛感した。「白い環」は、既述のような組織力を持ち、警察とも連携を取りながら、「素早く簡単に、役所的ではなく」に象徴される柔軟な支援活動を、地道に続けているように思う。ボランティア・スタッフに警察官や弁護士もいるなど、羨ましい限りだ。

また、「H!LFE」では、裁判官・弁護士が理事者でありながら（!?）、柔軟かつ木目細かなサポートを行っているという印象を強くもった。「H!LFE」の相談室内には、赤やオレンジ系の明るい色のおしゃれな調度類が置かれ、落ち着ける雰囲気醸し出されており、「公共団体」、即、硬いサポートという先入観が、容易に打ち碎かれた。

警察も、NGO抜きに犯罪被害者のサポートが出来ない事実を充分に踏まえて「協働」関係をとっているのだと思えた。

もうひとつおまけで面白かったのは、刑事弁護の観点から被害者側弁護士の存在をどう考えるかとの質問に、弁護士全体としてとらえた場合、弁護士の活動領域が拡大するという大いなるメリットがあると回答がかえって来たことだった。ドイツでは、この一〇年に弁護士数が四、五倍となったそうで、弁護士があふれているという実態を反映するこの回答を聞き、今の司法改革の議論と重ねてしまったことだった。